

① 件 名
指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、民間企業や各種法人等を「指定管理者」と定め、公の施設の管理を行わせることが可能となったことから、平成18年度から指定管理者制度の活用を推進してきた。</p> <p>5年後の平成22年度において、115施設の指定管理者の指定を行っているが、震災による建物の流失や民間譲渡の推進により、平成27年4月現在の導入施設は92施設となっている（このうち、指定期間が満了となる施設は80施設）。</p> <p>【目的】 公の施設の管理運営を、民間の事業者及び地域団体に指定管理者として行わせることにより、より効果的、効率的な施設運営、住民のニーズに合ったサービスの充実及び管理経費の削減を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>(1) 地方自治法 第244条の2第6項 (2) 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 第5条第1項 (3) 石巻市指定管理者制度導入基本方針</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27. 7 施設の管理運営方法等について検討（各所管部課） ・ H27. 10 指定管理者指定申請書及び添付書類の受理（各所管部課） 指定申請に基づく指定管理者の候補者の選定（各所管部課） ・ H27. 10 指定管理者の候補者の集約（行政経営課）
⑤ 主な内容
<p>(1) 指定管理者の指定期間が満了する施設 80施設</p> <p>(2) 指定管理者を指定する施設及び選定理由等（詳細については別紙1のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者を指定する施設内訳 76施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規施設 2施設「石巻市営住宅」 「石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場」 ・ 継続施設 74施設 <p>(3) 指定管理者制度を継続しない施設（詳細については別紙2のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度を継続しない施設内訳 6施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の直営に移行する施設 3施設「石巻市向陽地区コミュニティセンター」 「石巻市名振地区コミュニティセンター」 「石巻市北村老人憩の家」 ・ 譲渡予定の施設 3施設「石巻市須江老人憩の家」 「石巻市鹿又老人創作館」 「石巻市倉塚老人憩の家」

<p>(4) 議案内容</p> <p>ア 施設の名称及び所在地</p> <p>イ 指定する法人又は団体</p> <p>ウ 指定の期間</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>(1) 民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズに合ったサービスの充実及び管理運営コストの縮減が図られる。</p> <p>(2) 地域住民が地域の施設を管理運営することにより、より一層、地域コミュニティの醸成が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>なし</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定議案を提案：平成27年市議会第4回定例会 ・ 債務負担行為補正を提案（指定管理料が発生する施設）：平成27年市議会第4回定例会
<p>⑨ その他</p>